

①都道府県 ②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																			
	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助制度の申請書の配布方法								
						(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法											(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法								
					ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容						(2)(1)でケに○をした場合、その内容					
該当団体数	46	46	46	30	1	22	22	7	31	38	35	2	2	7	7	34	9	12	0	0	0	4	4		
熊本県 熊本市	熊本市教育委員会事務局 学務課	096-328-2716	gakumu@city.kumamoto.lg.jp	http://www.city.kumamoto.jp/		○	○	○	○	○	○	○						○					○	教育委員会に来庁された場合、窓口で配付	
熊本県 八代市	八代市教育部学校教育課	0965-30-1673	kyogaku@city.yatsushiro.lg.jp	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/list01589.html		○	○			○	○							○							
熊本県 入吉市	学校教育課	0966-22-2111(代表)	gakokuyouiku@hitoyoshi.kumamoto.jp							○	○							○	○					就学時健康診断時に、新入学児童保護者にチラシを配布	
熊本県 荒尾市	教育振興課	0968-63-1659	ksinko@city.arao.lg.jp	http://www.city.arao.lg.jp		○	○			○	○							○	○					学校事務職員向け説明会を毎年実施している	
熊本県 水俣市	水俣市教育委員会事務局教育総務課学務係	0966-61-1636	kyoiku@city.minamata.lg.jp				○			○								○	○						
熊本県 五名市	教育委員会事務局教育部教育総務課	0968-75-1133	kyoikusomu@city.tamana.lg.jp	http://www.city.tamana.lg.jp/		○	○			○								○							
熊本県 山鹿市	教育総務課	0968-43-1638	ksoh@city.yamaga.kumamoto.jp	www.city.yamaga.kumamoto.jp				○	○	○	○							○							
熊本県 菊池市	菊池市教育委員会学校教育課	0968-25-7231	gakkou@city.kikuchi.lg.jp				○			○	○							○							
熊本県 宇土市	教育委員会 学校教育課 学務係	0964-22-6502	gakumu01@uto.kumamoto.jp	http://www.city.uto.kumamoto.jp/		○	○			○								○							
熊本県 上天草市	上天草市教育委員会 学務課	0969-28-364	gakumu@city.kamiamakusa.lg.jp	http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp		○	○			○	○							○							
熊本県 宇城市	宇城市教育委員会 教育総務課学務係	0964-32-1907	kyoikusomuka@city.uki.lg.jp	http://www.city.uki.kumamoto.jp/g/aview/115/4063.html		○	○	○	○	○	○							○							
熊本県 阿蘇市	阿蘇市教育部教育課学務係	0967-22-3229	kyoiku@city.aso.lg.jp	http://www.city.aso.kumamoto.jp/education		○				○	○	○						○							
熊本県 天草市	教育部学校教育課教務2係	0969-32-9002	gakkou@city.amakusa.lg.jp			○	○			○	○							○						新1年生の保護者に対して、入学通知書と併せて周知文書を送付	
熊本県 合志市	教育委員会 学校教育課 学務指導班	096-242-1230	gakumu@city.koshi.lg.jp	http://www.city.koshi.lg.jp/		○				○	○							○							
熊本県 美里町	美里町教育委員会教育課	0964-46-2115	gakumu@misato.kumamoto.jp	http://www.town.kumamoto-misato.lg.jp/						○	○							○	○						
熊本県 玉東町	学校教育課	0968-95-3609	gakko@town.gyokuto.lg.jp							○	○							○							
熊本県 南関町	教育課	0968-53-0201	gakokuyouiku@town.nankan.lg.jp	http://www.town.nankan.lg.jp						○	○							○							
熊本県 長洲町	学校教育課	0968-78-3274	kyoiku@town.nagasu.lg.jp	http://www.town.nagasu.lg.jp/life/pub/Detail.aspx?c_id=52&d=317&pg=1&type=list		○	○			○	○							○							
熊本県 和水町	学校教育課	0968-86-3131	gakkou@town.nagomi.lg.jp	http://www.town.nagomi.lg.jp/						○	○							○							
熊本県 大津町	学校教育課	096-293-3349	gakkou@town.ozu.kumamoto.jp	http://www.town.ozu.kumamoto.jp/child/josei/enjo.html														○						学校を通じて保護者へ書面で通知	
熊本県 菊陽町	菊陽町教育委員会 学務課	096-232-4918	gakumu@town.kikuyo.lg.jp	http://www.town.kikuyo.lg.jp/						○								○							
熊本県 南小国町	教育委員会学校教育係	0967-42-0047	kyoiku@town.minamioguni.lg.jp							○								○							
熊本県 小国町	教育委員会事務局学校教育係	0967-46-3317	kyoiku01@town.kumamoto-oguni.lg.jp	http://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/		○	○	○		○	○							○	○						
熊本県 産山村	産山村教育委員会	0967-25-2214	kyoiku-ubuyama-v.jp	http://www.ubuyama-v.jp/living/education/%e5%b0%8b%e8%b2%bb%e3%81%aa%e3%81%a9%e3%81%ae%e0%8b%4e%5%8a%9%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/		○				○	○							○							
熊本県 高森町	教育委員会	0967-62-0227	kazu-goto@town.kumamoto-takamori.lg.jp				○			○	○							○							
熊本県 西原村	西原村教育委員会	096-279-4424	noguchi-n@vill.nishihara.lg.jp							○	○							○							
熊本県 南阿蘇村	教育委員会	0967-67-1602	gakko@vill.minamiaso.lg.jp							○	○							○							
熊本県 御船町	御船町教育委員会 学校教育課	096-282-1700	gakokuyouiku@town.mifune.lg.jp							○	○							○	○						
熊本県 嘉島町	学校教育課	096-237-0937	gakkou@town.kashima.kumamoto.jp	http://www.town.kashima.kumamoto.jp						○	○							○							
熊本県 益城町	益城町教育委員会 学校教育課	096-286-3307	gkyoiku@town.mashiki.lg.jp	www.town.mashiki.lg.jp						○	○							○							
熊本県 甲佐町	学校教育課	096-234-0102	gakkou01@kosa.kumamoto.jp	https://www.town.kosa.kumamoto.jp/q/aview/114/1269.html		○	○			○	○							○						年度初めに1回、民生委員・児童委員へ説明を行う。	
熊本県 山都町	山都町教育委員会学校教育課	0967-72-0443	gakko@town.kumamoto-yamato.lg.jp	www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/			○	○		○	○							○						・町の民生委員会議に年1回担当者が出向き説明。 ・制度の周知と申請時の意見書記載についてのお願ひ。	
熊本県 水川町	水川町教育委員会 学校教育課	0965-62-3313	gaku@town.kumamoto-hikawa.lg.jp							○	○							○							
熊本県 水川町及び八代市中学校組合	水川町教育委員会 学校教育課	0965-62-3313	gaku@town.kumamoto-hikawa.lg.jp							○	○							○							
熊本県 芦北町	教育課学校教育係	0966-87-1171	jyo@town.ashikita.lg.jp	http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp			○			○	○												○	・小中学校の新入生には全世帯に制度案内通知を送付。 ・在校生は各学校で希望者に対して申請書を配布。	
熊本県 津奈木町	教育課学校教育班	0966-78-5400	school-education@town.tsunagi.lg.jp	http://www.town.tsunagi.lg.jp/		○	○			○								○							
熊本県 錦町	教育振興課	0966-38-4450	ga-kyoiku@town.kumamoto-nishiki.lg.jp	http://www.nishiki-machi.com/town.nishiki						○	○							○							

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法								
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							(2)(1)でキに○した場合、その内容	
										ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でキに○した場合、その内容						
										ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ. 教育委員会もしくは保護者に申請書を配付	オ. 制度案内等を行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ. 制度案内等を行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ. その他(内容を2.(2)に記入してください。)	(2)(1)でキに○した場合、その内容								
該当団体	46	46	46	46	30	1	22	22	7	31	38	35	2	2	7	7	34	9	12	0	0	0	4	4	
熊本県	多良木町	多良木町教育委員会 教育振興課	0966-42-1266	kyouiku@town.taragi.lg.jp	https://www.town.taragi.lg.jp/		○	○				○					○								
熊本県	湯前町	教育課	0966-43-2050	kurihara@town.yunomae.lg.jp				○	○									○							
熊本県	水上村	教育課	0966-44-0333	kyouiku@vill.mizukami.lg.jp	http://www.vill.mizukami.lg.jp/		○	○			○	○					○	○							
熊本県	相良村	相良村教育委員会	0966-35-1039	kawanabe-m@vill.sagara.lg.jp				○											○						
熊本県	五木村	五木村教育委員会 教育課	0966-37-2266	t-yamamoto@vill.itsuki.lg.jp						○	○	○						○							
熊本県	山江村	山江村教育委員会 学校教育係	0966-23-3604	gakou@vill.yamae.lg.jp	http://www.vill.yamae.lg.jp/		○			○	○	○						○	○	○					
熊本県	球磨村	球磨村教育委員会	0966-32-1117	gakkyou@vill.kuma.lg.jp								○						○							
熊本県	あさぎり町	あさぎり町教育委員会	0966-45-7226	gaku-kyouiku@asagiri.kumamoto.jp	http://www.asagiri-town.net/		○	○				○												○	町広報紙で制度を案内後、教育委員会及び役場各支所、各学校で希望者に対して申請書を配布
熊本県	帯広町	教育委員会	0969-35-2111	yamamoto-y@town.reihoku.lg.jp	http://reihoku-kumamoto.jp/syuugakuhiyouenjo/		○			○	○	○						○							

II 平成29年度準要保護認定基準																														
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																						(2)(1)でㄥ又はㄱをした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額	(3)(1)でㄱをした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額	(4)(1)でㄱをした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率		
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民健康保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費、学校の学費の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、甚悪、被服等が悪い者。学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変ると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めていくもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)	
		35	32	31	29	29	31	15	13	25	28	18	15	24	24	15	10	13	0	8	38	38	38	38	0				0	8
熊本県	熊本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.25	課税所得	当該年度	287					20%未満		
熊本県	八代市																			1	課税所得 総所得(税引き前)	その他	224					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
熊本県	人吉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	292					【基準額の時期】平成24年12月の生活保護基準額を使用	20%未満	
熊本県	荒尾市																			1.3	その他 総所得(税引き前)	その他	299					課税所得等の分類:給与収入(税引き前)	15%未満	
熊本県	水俣市															○				1.3	課税所得	当該年度	394					15%未満		
熊本県	五名市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	その他	302					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の収入額測定によって算出した額及び非課税収入の額(遺族年金・障害年金等) 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
熊本県	山鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	360					20%未満		
熊本県	菊池市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	312					【基準額の時期】平成25年8月の生活扶助基準見直し前の基準額	20%未満	
熊本県	宇土市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	400					20%未満		
熊本県	上天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	前年度	222					【課税所得等の分類】課税所得のほか、遺族年金・障害年金等非課税所得を含む。	15%未満	
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	287					【基準額の時期】平成25年8月の生活扶助基準見直し前の基準額	20%未満	
熊本県	阿蘇市	○	○							○	○	○							○								(市独自の算定) 世帯総所得から世帯総控除額を差し引いて得られる額を世帯人員数で除した額が10万円未満であり、かつ、市県民税所得割額が5万円未満であること	15%未満		
熊本県	天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	304					15%未満		
熊本県	合志市	○																		1	課税所得	その他	231					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
熊本県	秦野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	その他	274					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
熊本県	玉東町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前年度	231					10%未満		
熊本県	南関町	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.9	課税所得	前年度	272					20%未満		
熊本県	長洲町															○				1.3	その他	前年度	324					【課税所得等の分類】給与収入、年金収入、営業等(保険料控除)	15%未満	
熊本県	和水町																			1	課税所得	その他	230					民生委員・児童委員による生活状況調査(自宅訪問、申請者との面談)を実施して、意見書を提出していただいている。数値、学校長の意見及び民生委員・児童委員の意見と総合的に審査している。	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
熊本県	大津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前年度	228					10%未満		
熊本県	菊陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	当該年度	270					15%未満		
熊本県	南小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									上記(1)記載以外で経済的に困難しているもの	15%未満	
熊本県	小国町															○				1.0	その他	前年度	220					【課税所得等の分類】(総所得金額+退職所得金額+山林所得金額)-給与所得控除額(社会保険料)	15%未満	
熊本県	産山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									災害、その他の理由により特に援助が必要と認められるもの	10%未満	
熊本県	高森町	○	○	○																								事業負債等の具体的な数字を挙げられる場合等	5%未満	
熊本県	西原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	課税所得	その他	229					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
熊本県	南阿蘇村	○	○	○																1.0	課税所得	当該年度	216					15%未満		
熊本県	御船町																			1.0	その他	その他	250					【課税所得等の分類】対象世帯の月の所得から町教育委員会で算出した世帯当たりの月の生活費を除いた数 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
熊本県	嘉島町																			1.0	課税所得	前年度	207					10%未満		
熊本県	益城町	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.05	課税所得	当該年度	193					10%未満		
熊本県	甲佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									法令等の規定はないが、教育委員会議用の認定資料を作成する際には、改正前の生活保護基準額を参照している。認定の大きな目安としては、対象世帯の「総合計所得額が生活保護基準における最低生活費に占める割合」が130%を超える世帯で、特別な事情がない場合には、準要保護として認定しないこととしている。	10%未満	
熊本県	山都町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	総所得 (税引き前)	その他	240					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
熊本県	氷川町																			1	課税所得	前年度	175					10%未満		
熊本県	氷川町及び八代市 中学校組合																			1	課税所得	前年度	175					15%未満		
熊本県	芦北町															○				1	課税所得	当該年度	231					15%未満		
熊本県	津奈木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	350					15%未満		
熊本県	錦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得 (税引き前)	前年度	261					10%未満		

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項										
①都道府	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	
該当団体	46	2	2	0	3	4	3	41	41	0	1	1	0	2	2	2	40	39	0	7	7	0	2	2	2	1	0	1	22	22	0	18	18	18	4	3	1	19
熊本県	多良木町							○	11,100								○	19,900														○	20,600	18,000				・平均支給額は、平成29年度予算に計上した額 ・学用品費 11,100円 対象学年(2～6学年) 対象学年割合 77%
熊本県	湯前町							○	15,220								○	40,600											○	22,810								
熊本県	水上村							○	15,220								○	40,600																	○	8,000		
熊本県	相良村							○	11,420								○	20,300																	○	15,000		
熊本県	五木村							○	13,650																													
熊本県	山江村							○	9,600																												○	修学旅行費・保護者負担の90%以内。平均支給額14,800円。 学用品費 1年生:12,610円 1年生以外:14,780円
熊本県	球磨村							○	14,780								○	19,900																	○	17,000		
熊本県	あさぎり町			○		11,420	9,200										○	40,600													○	19,190	19,190					
熊本県	帯北町							○	11,420								○	20,470											○	21,190								修学旅行費については、平成29年度予算に計上した単価

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)で他に○をした場合、費目毎の援助額の内容								
		(1) 費用毎の援助額																																				
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費		支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体	46	2	2	0	3	3	3	42	41	0	1	1	0	2	2	2	43	42	0	5	5	0	2	2	2	1	0	1	25	25	0	17	17	17	4	3	1	17
熊本県	多良木町						○	21,700								○	22,900																				・平均支給額は、平成29年度予算に計上した額 ・学用品費 21,700円 対象学年(2～3学年) 対象学年割合 73%	
熊本県	湯前町						○	26,820								○	47,400										○	65,000										
熊本県	水上村						○	26,820								○	47,400																	○	30,000			
熊本県	相良村						○	22,320								○	23,700																○	55,000				
熊本県	五木村						○	22,320								○	47,400										○	24,500										
熊本県	山江村						○	13,200								○	23,550																	○		修学旅行費・保護者負担の90%以内。平均支給額38,700円。 学用品費 1年生:26,050円 1年生以外:23,880円		
熊本県	球磨村						○	23,880								○	22,900															○	25,500					
熊本県	あさぎり町			○	22,320	17,810										○	47,400											○	47,290	47,290								
熊本県	帯北町						○	22,320								○	23,550										○	57,290									修学旅行費については、平成29年度予算に計上した単価	

①都道府県	②市町村	IV その他				自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組				
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い な い (把 握 し て い な い)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)			
該当団体	46	40	6	6	1	イに○をした場合、その内容
熊本県	熊本市	○				
熊本県	八代市	○				
熊本県	入吉市	○				
熊本県	荒尾市	○				本市は中学校は制服による登校であるが、卒業した生徒の制服を保管し、希望する生徒へ制服の貸与等を行っている学校もある
熊本県	水俣市	○				学校で行うバザーで制服等のリサイクル品を安価で販売している。
熊本県	五名市	○				
熊本県	山鹿市	○				新入学生へのランドセル配布
熊本県	菊池市	○				
熊本県	宇土市	○				・宇土市の全庁的な取り組みとして、福祉課が主体となって、自立相談センター(社会福祉協議会が実施主体)を立ち上げ、生活困窮者の相談窓口を設けている。 ・また、教育委員会でも、市内児童・生徒に対し、就学援助の他に、多子世帯に対する給食費の援助や教材費の一部補助などを実施している。
熊本県	上天草市	○				
熊本県	宇城市	○				
熊本県	阿蘇市	○				
熊本県	天草市	○				
熊本県	合志市	○				PTAのバザーで、リサイクル制服の販売など
熊本県	美里町	○				
熊本県	玉東町	○				
熊本県	南関町	○				
熊本県	長洲町	○				
熊本県	和水町	○				
熊本県	大津町	○				
熊本県	菊陽町	○				
熊本県	南小国町	○				
熊本県	小国町	○				入学祝い(学用品購入費)の全対象者支給(校長代理受領)。希望する生徒への制服のリサイクル
熊本県	産山村	○				
熊本県	高森町	○				
熊本県	西原村	○				
熊本県	南阿蘇村	○				
熊本県	御船町	○				
熊本県	嘉島町	○				
熊本県	益城町	○				
熊本県	甲佐町	○				
熊本県	山都町	○				
熊本県	氷川町	○				
熊本県	氷川町及 び八代市 中学校組 合	○				
熊本県	芦北町	○				
熊本県	津奈木町	○				
熊本県	錦町	○				

		IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
①都道府県	②市町村	ア. 特に取組を行っている(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	46	40	6	6	1
熊本県	多良木町		○	子ども対策課で『あったか子育てめぐりんこ事業(制服や体操服などリサイクル等)』を行っている。	
熊本県	湯前町	○			
熊本県	水上村	○			
熊本県	相良村	○			
熊本県	五木村	○			
熊本県	山江村	○			
熊本県	球磨村	○			
熊本県	あさぎり町	○			
熊本県	菊北町	○			